

燕市立吉田南小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

この燕市立吉田南小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「法」第2条）

- * 本人が「大丈夫」と言っても安易にいじめではないと認識しないこと
- * 意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分に加味したうえで対応すること

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(3) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しをPDCAサイクルにより定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発といじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(4) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学年主任・担任・養護教諭・スクールカ

ウンセラー

③ 役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急に対策会議を開いて，情報の迅速な収集，共有，関係児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

- 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

① 保護者への意識啓発

P T A総会，学年懇談会，家庭訪問，個別懇談会などの機会に，いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え，意識啓発を行う。

- 情報発信及び基本方針の周知（HP の活用・PTA 総会等の活用）
- 地域の活動によるいじめの未然防止

(5) 関係機関等との連携

- 警察，児童相談所，市教委，民生児童委員，南地区協議会等との連携
- 学区幼保小の連携（5月，1月）
- 中学校区小中の連携（5月，8月，3月）

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- 道徳教育の充実（教育計画・道徳の年間計画）
- 人権教育，同和教育の充実（教育計画・人権教育，同和教育全体計画）
- 社会性の育成（ファミリーグループ・授業・特別活動・行事・絆強調週間）
- 児童生徒の手によるいじめ防止（いじめ見逃しゼロスクール強調月間の設定）
- 中1ギャップ・小1プロブレム解消の取組
- 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

- いじめ相談・通報窓口の設置
- 定期的なアンケート（学級力・学習スキル・Q-U・学校生活アンケート）の実施
- 教育相談の充実（年2回の教育相談旬間）
- 日常の子どもの観察

(3) いじめへの即時対応の取組

- 市教委への報告

- 組織を活用した状況調査
 - ・いじめられている子どもの保護
 - ・いじめをしている子どもへの指導
 - ・いじられている子どもの保護者への対応
 - ・いじめをしている子どもの保護者への対応
 - ・その他の児童生徒に対する対応

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- 児童への情報モラル教育の確実な実施
 - ・各学年の年間指導計画に基づいた情報モラル教育
- 保護者への啓発活動
 - ・授業参観や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて実施する

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - * 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む
 - * 本人が「学校へ行きたくない」と宣言し、その可能性が高い場合は3日程度でも重大事態と認識する

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

☆ 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教委に報告する。
- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆ 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

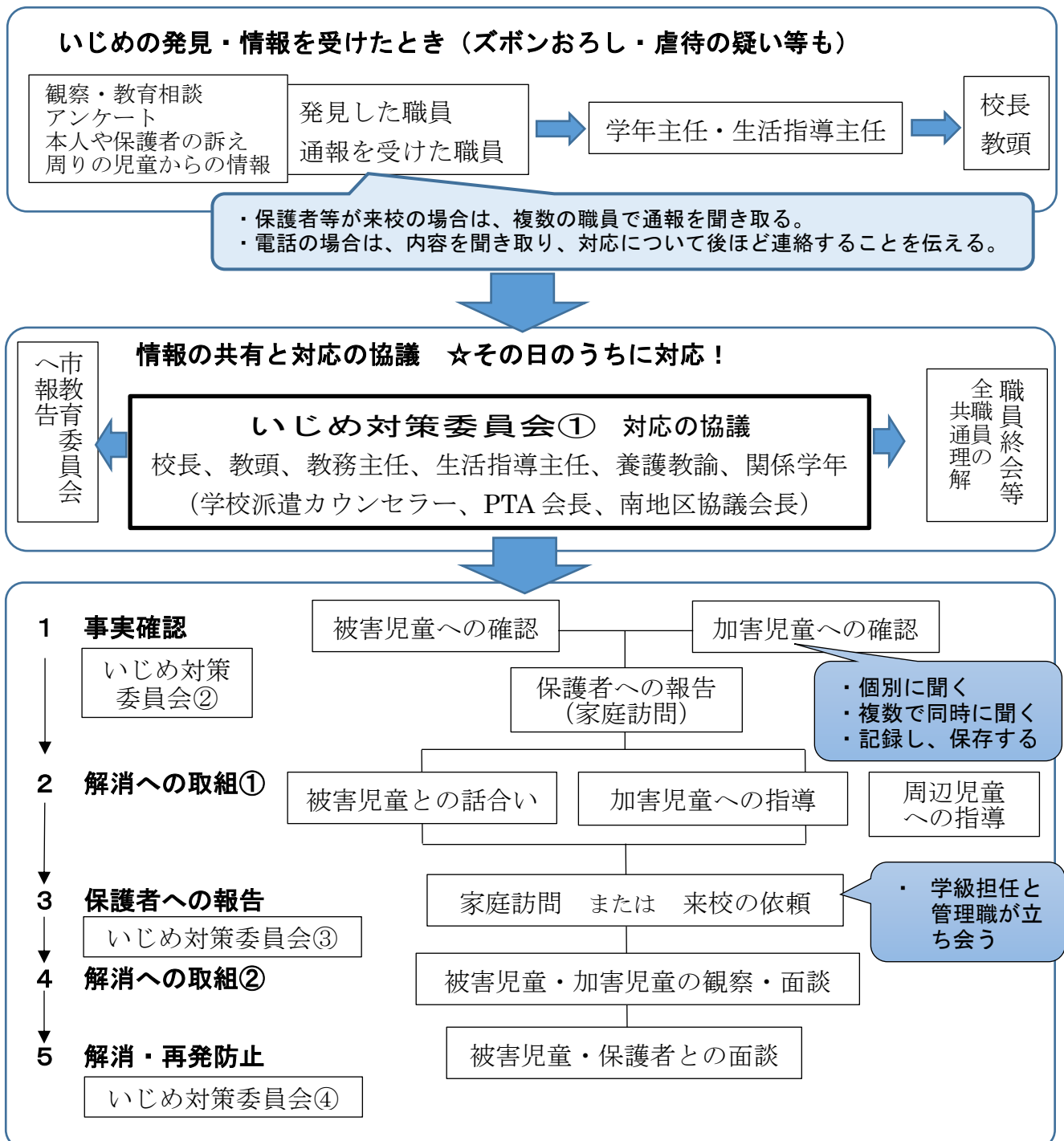
- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめの解消に向けて

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること
 - ② 被害児童及びその保護者が心身の苦痛を感じていないと認められること
- いじめ認知件数が0の場合、児童や保護者にその事実を公表し、いじめが0件であることを検証する必要がある。
 - * いじめの認知漏れを防ぐため、公表して確認すること

5 いじめが起きた場合の組織的対応の流れ



6 いじめ防止に資する年間計画（職員研修を含む）

	学校（職員）	児 童	保護者・地域
4月	学校基本方針の決定・周知	・特別支援学級についての指導 ・いじめについての道徳授業	P T A総会で周知 ホームページ公開
5月	子どもを語る会①	学級力アンケート① Q-U①	保育士1年生参観 (保小連携)
6月	教育面談①	生活アンケート①	
7月	子どもを語る会②		学校評価①
8月	職員研修		保護者面談
9月			
10月		学級力アンケート② 生活アンケート②	
11月	教育面談②	Q-U②	
12月	職員研修	いじめについての道徳授業 (学習参観)	学校評価②
1月	子どもを語る会③	学級力アンケート③	保育園訪問（保小連携）
2月			
3月	学校基本方針の見直し		